5

諸外国との国際比較

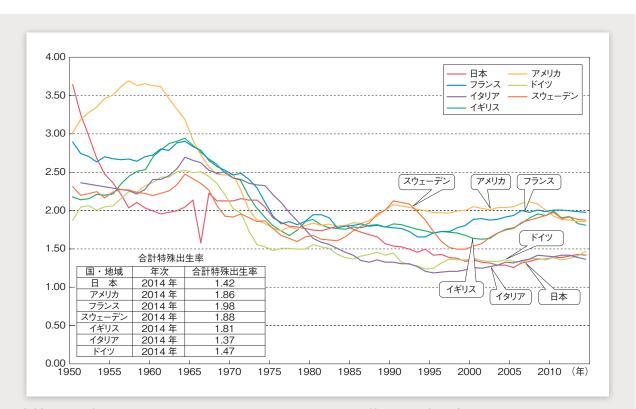
諸外国における出生率の推移

主な国(アメリカ、フランス、スウェーデン、イギリス、イタリア、ドイツ)の合計特殊出生率の推移をみると、1960年代までは、全ての国で2.0以上の水準であった。その後、1970(昭和45)年から1980(昭和55)年頃にかけて、全体として低下傾向となったが、その背景には、子供の養育コストの増大、結婚・出産に対する価値観の変化、避妊の普及等があったと指摘されている。1990(平成2)年頃からは、出生率が回復する国もみられるようになってきている。(第1-1-25図)

特に、フランスやスウェーデンでは、出生

率が1.5~1.6台まで低下した後、回復傾向と なり、直近ではフランスが1.98(2014(平成 26) 年)、スウェーデンが1.88 (2014年) と なっている。これらの国の家族政策の特徴を みると、フランスでは、かつては家族手当等 の経済的支援が中心であったが、1990年代 以降、保育の充実へシフトし、その後さらに 出産・子育てと就労に関して幅広い選択がで きるような環境整備、すなわち「両立支援」 を強める方向で政策が進められた。スウェー デンでは、比較的早い時期から、経済的支援 と併せ、保育や育児休業制度といった「両立 支援 | の施策が進められてきた。また、ドイ ツでは、依然として経済的支援が中心となっ ているが、近年、「両立支援」へと転換を図 り、育児休業制度や保育の充実等を相次いで 打ち出している。

第1-1-25図 主な国の合計特殊出生率の動き (欧米)

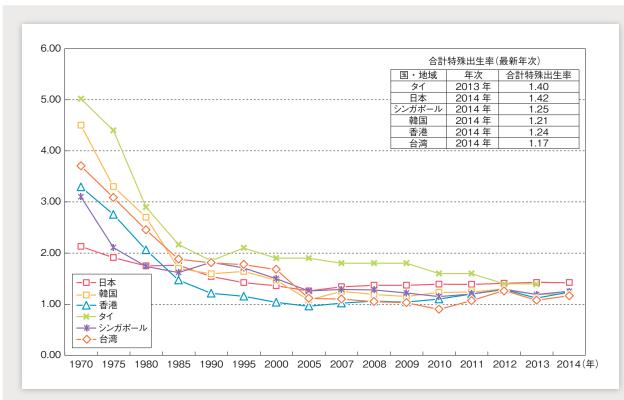


資料:1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook"等、1960年以降はOECD Family database (2016年3月更新版)及び厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成。

次に、アジアの国や地域について、経済成長が著しく、時系列データの利用が可能なタイ、シンガポール、韓国、香港及び台湾の出生率の推移をみると、1970年の時点では、いずれの国も我が国の水準を上回っていたが、その後、出生率は低下傾向となり、現在

では人口置換水準を下回る水準になっている。出生率は、タイが1.4 (2013 (平成25)年)、シンガポールが1.25 (2014年)、韓国が1.21 (2014年)、香港が1.24 (2014年)、台湾が1.17 (2014年)と我が国の1.42 (2014年)を下回る水準となっている。(第1-1-26図)

第1-1-26図 主な国・地域の合計特殊出生率の動き(アジア)



資料: United Nations "Demographic Yearbook"、WHO "World Health Statistics"、各国統計。

日本は厚生労働省「人口動態統計」。

注:台湾の1970年は1971年、1975年は1976年、1980年は1981年の数値。

タイの2005年は2004年の数値。

諸外国における年齢別人口割合

世界全域の年少人口割合(国連推計)は、 26.1%であるが、我が国の総人口に占める年 少人口の割合は、12.7%と世界的にみても最 も小さくなっている。日本以外では、ドイツ12.9%、イタリア13.7%、スペイン14.9%と、相対的に合計特殊出生率が低い国ほど年少人口割合が小さくなっている。(第1-1-27表)

第1-1-27表 諸外国における年齢(3区分)別人口の割合

国 名	年齢(3区分)別割合(%)		
	0~14歳	15~64歳	65歳以上
世界	26.1	65.7	8.3
日本	12.7	60.6	26.7
ドイツ	12.9	65.9	21.2
イタリア	13.7	63.9	22.4
韓国	14.0	72.9	13.1
スペイン	14.9	66.3	18.8
ポーランド	14.9	69.5	15.5
シンガポール	15.5	72.8	11.7
カナダ	16.0	67.9	16.1
ロシア	16.8	69.9	13.4
中国	17.2	73.2	9.6
スウェーデン	17.3	62.8	19.9
イギリス	17.8	64.5	17.8
フランス	18.5	62.4	19.1
アメリカ合衆国	19.0	66.3	14.8
アルゼンチン	25.2	63.9	10.9
インド	28.8	65.6	5.6
南アフリカ共和国	29.2	65.7	5.0

資料: United Nations "World Population Prospects The 2015 Revision Population Database"

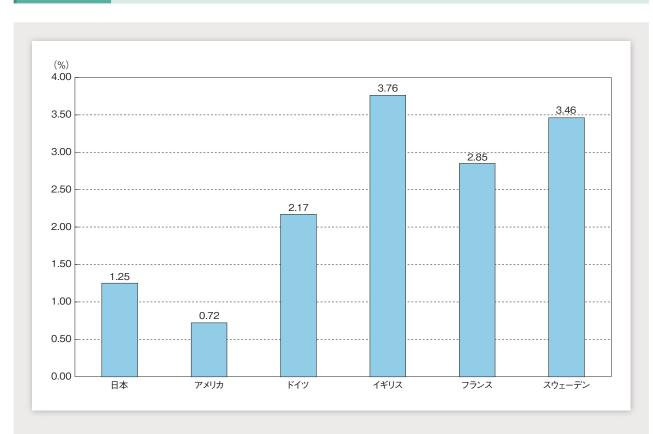
注:ただし、諸外国は、2015年時点の数値、日本は総務省「人口推計(平成27年10月1日現在(確定値))」による。

家族関係社会支出の対GDP比

我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている。国民負担率などの違いもあり単純に比較はできないが、

家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は、1.25% (2013 (平成25) 年度) となっており、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べておよそ4割程度となっている。(第1-1-28図)

第1-1-28図 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較



資料:国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2013年度)

注: 1. 家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上。 計上されている給付は以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末 参考資料より抜粋)。

児童手当:給付、児童育成事業費等

社会福祉:特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費、

保育所運営費等

協会健保、組合健保、国保:出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合:出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付等

雇用保険: 育児休業給付、介護休業給付

生活保護:出産扶助、教育扶助

就学援助・就学前教育:初等中等教育等振興費、

就学前教育費(OECD Education Database より就学前教育費のうち公費)

2. 日本は2013年度、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデンは2011年度